

子ども家庭総合支援拠点の設置について

令和3年度第1回戸田市児童福祉審議会

【その他】子ども家庭総合支援拠点について

① 概要

平成28年5月の児童福祉法改正により、地域における全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な支援に係る業務全般を行う『子ども家庭総合支援拠点』の整備に努めることと規定された。

➡本市では令和3年4月1日から、こども家庭支援室こども家庭相談担当へ当該拠点の機能を持たせ、必要な業務を実施している。なお、在宅支援の強化（専門的相談、継続的なソーシャルワーク業務、関係機関との連携）等の必要な支援については、親子保健部門と連携し一体的に実施していく。

② 設置日

令和3年4月1日（場所：福祉保健センター）

③ 人員体制

社会福祉士、保健師等の専門職の中から子ども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置

④ 主な業務

